

ID: 158

担当部署: 地域整備課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	大河原町都市公園条例 第14条第3項ただし書(第18条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第14条第3項及び大河原町都市公園条例施行規則第5条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより利用することができなくなった場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第5条 条例第14条第3項ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる割合に応じて既に徴収した使用料を返還するものとする。</p> <p>(1) 使用者が自己の責によらない理由で使用できなかった場合 全額</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日の10日前までに使用の取り消しを申し出た場合 全額</p> <p>2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日